

可児市開発行為等許可申請手数料納付済確認書

納付者		住所			開発面積		
		氏名			敷地	m <sup>2</sup>	
開発行為地 (建築行為地)					納付額	円	
条文	内容	面積	金額	領収済納付書写し貼付欄			
都市計画法 第29条第1項	自己居住用 (自己業務用) [非自己用]	0.1ha以上	22,000 (30,000) [130,000]				
		0.3ha未満					
		0.3ha以上	43,000 (65,000) [190,000]				
		0.6ha未満					
		0.6ha以上	86,000 (120,000) [260,000]				
		1 ha未満					
		1 ha以上	130,000 (200,000) [390,000]				
		3 ha未満					
		3 ha以上	170,000 (270,000) [510,000]				
		6 ha未満					
6 ha以上	220,000 (340,000) [660,000]						
10ha未満							
10ha以上	300,000 (480,000) [870,000]						
第35条の2第1	設計変更		上記の1/10				
	区域編入	0.1ha未満	8,600 (13,000) [86,000]				編入区域の面積 に応じて上記の 額。ただし、上 記未満の面積は 次の額
	その他		10,000				
第41条第2項			46,000				
第42条第1項			26,000				
第45条	自己居住用		1,700			領収書確認者氏名	
	自己業務用	1 ha未満	1,700				
		1 ha以上	2,700				
	非自己用		17,000				
許可等の証明	上記の許可等を受けた旨の証明	1通につき	350			氏名	
第47条第4項	開発登録簿の写	1通につき	470				
都市計画法施行規則第60条	適合証明書交付申請	1通につき	1,800				

印

- 第35条の2においては、それぞれを合算した額とする。ただし、その額が87万円を超えるときは、87万円とする。
- 欄は、記入しないで下さい。